

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針 のあり方について（一人ひとりの国民への訴え） （案）

はじめに

地域福祉推進の背景と必要性

我が国において、家庭や地域の援助機能は減退し地域住民同士の社会的なつながりが希薄化し、コミュニティは変容しつつある。少子高齢社会の到来、産業の空洞化、成長型社会の終焉、そして近年の深刻な経済不況等がこれに追い打ちをかけ、今日では、世帯構造や家庭・地域の機能、雇用慣行などがいずれも大きく変化している。このため、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々の社会参加は一層厳しい状況におかれている。また、リストラによる失業者の増大と家庭や地域の子育て機能の変化などは、若者や中高年者の生活不安とストレスを増大させ、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどの社会問題となって現れてきている。こうしたことは、我が国が、いわば社会の支え合う力の欠如や対立・摩擦、あるいは利己的な無関心といった状況に直面していることを示唆しているともいえる。

こうしたことを背景に、国民の日常生活には解決すべき課題が極めて多様で複雑広汎に山積しており、しかも、これらの課題は個人の自助や行政の力だけでは解決不能なものとなっている。しかし、このような状況にあるからこそ、多くの国民が心の安定・質的豊かさ、日常生活の安心と幸せを切実に求めており、社会福祉はこれに答えなければならない。

先の社会福祉構造改革分科会の報告においては、「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神であり、その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのは全ての国民である」と述べている。生活の安心と幸せを実現するためには、家庭や地域で、自立した個人が地域住民としての「つながり」を持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという共助・共生の精神が育まれ活かされることが必要なのである。今日において、地域福祉が確立されなければ、そもそも地域社会が安定的に存立することができないのが実情である。

今こそ、「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神を喚起し、手を携えて、生活の拠点である地域に根ざし、生活者としてそれぞれの地域で誰もが個人の尊厳を持って、その人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会の構築に努める必要がある。

一方、これまでの法制においても、平成2年の福祉八法の改正以降、措置権の移譲に伴う福祉サービスの市町村への一元化や、在宅サービスの法定化、高齢者、障害者、児童各分野でのサービスの計画化などにより、地域住民の生活に密着した基礎的自治体である市町村を中核にした総合的、計画的な福祉サービスの提供体制の基盤づくりが進められてきた。また、社会福祉事業法においては地域に即した創意と工夫による福祉サービスの総合的な実施、福祉サービスに対する地域住民の理解と協力が定められる等、この間、福祉サービスは地域に立脚した、地域住民との協働を通して地域福祉の推進を指向してきた。

一人ひとりの国民への訴え

とかく、これまでの社会福祉は、行政から地域住民へ上から下への給付という形をとってきたといわれている。しかし、これからは、個人の尊厳を重視し、対等の原理に基づき、国民全てにとっての福祉として、かつ、国民全体で支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには福祉に対しての国民全体の理解と支援、つまり参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの国民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスという他人事とするのではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での幸せを向上させるための地域住民共通の課題に取り組むための仕組みとして、とらえなおし、新しい生活上の課題に自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、福祉を、単に特定の人に対する税金の投入と考えるのではなく、むしろ福祉を通じて地域を元気にし経済をも活性化させるものとして積極的な視点でもとらえていただけるよう強く訴えたい。

当部会としては、このような観点から平成13年7月以来、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方について精力的に検討を重ね、今般、報告をとりまとめた。今、この報告を広く一人ひとりの国民に問いかけ、これを契機として、それぞれの地域で生活者の視点から地域の特性を活かした福祉のありかたについての活発な議論が行われ、社会福祉基礎構造改革の趣旨が地域レベルにおいても再度確認され、これらの計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして広く地域住民の参加を得て策定されることを求めるものである。また、自治体の首長、議会もリーダーシップを発揮されることを期待するものである。

地域福祉推進の理念と地域福祉計画

- 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念を「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や性、年齢等にかかわらず、誰もが社会参加ができ、その人らしい安心のある生活

が送れるよう自立支援する」ことであるとし、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。

- これを受けた社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を定めた。

すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「住民等」という。）」であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」であるとした。そしてこうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定を求めたものである。

地域福祉計画の目指すもの

- 地域福祉計画とは、地域福祉を推進することにより、社会福祉法に示された、新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。地域福祉計画は、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、地域社会の構成員による地域福祉推進のための協働・参加などに立脚しながら策定されるべきである。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（住民参加の必要性）

- 例えば、障害を持ったり、性や年齢が異なることなど、人間はそれぞれ異なる境遇に置かれているが、その人が生きる価値、個人の尊厳性などの点においては、みな同じであり、すべての人が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない。
- こうしたことは、生活上の解決すべき課題（以下「生活課題」という。）を持つ人自身が、それを希望することのみではなく、他の地域住民も、その希望に共感し「一緒になって、それを実現することが当然であり、それが地域社会の誰にとっても望ましい社会なのだ」という地域社会の調和を求める価値観を持たなければ達成できない。
- したがって、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。（別紙1参照）

（ソーシャル・インクルージョン）

- すなわち、地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民同士の心のつながりが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障害を持った人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参入を促し社会的に再統合するソーシャル・インクルージョンの視点が重要である。

（地方分権と福祉文化の創造）

- 具体的には、地域住民が、自らの生活の基盤である地域での生活上の諸課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らが主体的にサービスのあり方を決定し、サービスの担い手としてサービスにも参画していくことであり、このことは、地方分権の趣旨にも沿い、個性ある「福祉文化」を創っていく基本となる。

（男女共同参画）

- 地域福祉を推進する諸活動は男女共同参画の視点に立脚して展開される必要がある。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う」ことの実現のため、男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のために参加していくことが期

待される。

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定

- このため、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村（以下「市町村」という。）が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする市町村地域福祉計画を責任を持って策定する必要がある。
- また、都道府県は市町村の区域を包含する広域的な地方公共団体として、広域的な観点から市町村を支援していくべきである。その際、市町村の規模、地域の特性、技術力、施策への取組状況等に応じて、きめ細かな配慮を行う必要があり、このために市町村支援を旨とする都道府県地域福祉支援計画を責任を持って策定することとする。

（参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

※地域福祉計画に関する規定（法第107条及び第108条）は、平成15年4月施行

地域福祉推進の基本目標

- 社会福祉法の理念に基づく社会福祉を地域において実現するためには、次のような基本目標に沿って地域福祉を進める必要がある。
 - ① **福祉（生活）課題の達成への住民及び関係諸団体の積極的参加**
 - 地域住民及び地域住民の生活に関わるあらゆる関係諸団体が積極的かつ主体的に参加することにより、地域福祉に対する関心と理解を深め、自助、共助、公助があいまって、地域に根ざしたそれぞれに個性ある「福祉文化」を創造する必要がある。
 - 地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、また、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の成立など、新たな活動の基盤整備も進められている。こうした状況を踏まえ、地域福祉計画においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置付けるとともに、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要である。
 - この際、地域住民も「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政も「措置制度」の意識を改めて地域社会の全構成員がパートナーシップの考えを持つことが必要である。パートナーシップは、行政及び地域社会の構成員が相互理解を持ち、相互の長所を活かし、「協働」することによって大きな創造力が生み出されてくるものである（パートナーシップ型住民参加）。
 - なお、地域福祉計画の策定過程を通じて地域の福祉活動における公と

民の役割分担についての合意を形成する必要がある。

② 利用者主体のサービスの実現

- 個人が尊厳を持って、その人らしい生活を送れるよう支援するという社会福祉の理念に対応し、サービスの利用者と提供者との間に対等な関係を確立する必要がある。
- このためには、利用者が、人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定により自ら人生を切り拓こうとする意欲を高め、自ら自己実現を図っていけるようエンパワーメントの援助が重要である。
- 利用者本位の考え方に立って、利用者を一人の人間としてとらえ、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の差異を超えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的・効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されない体制を利用者の最も身近な地域において構築する必要がある。
- サービスの内容や費用負担について、地域住民の信頼と納得が得られるよう、社会福祉従事者の専門性の向上やサービスに関する情報の公開などを進める。また、利用者の選択を通じた適正な競争を促進するなどして、サービスの質の向上と効率の促進を図る必要がある。
- 利用者による適切なサービスの選択や社会福祉に対する信頼を高めるため、サービスの内容や評価等に関する情報の開示・提供に努め、事業運営の透明性の確保を図らなければならない。

③ 総合的サービスの確立

- 家庭や地域の中の多様な日常生活上の困難に対しては、その困難な状況や障害の有無、性、年齢にかかわらず、等しく社会参加ができ、その人らしい生活を送れるよう、それぞれの地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制を整備することが重要である。
- すなわち、生活課題は、専門分化した単一のサービスによって充足される場合は少なく、それは、むしろ、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがり、かつ、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせて総合化することによ

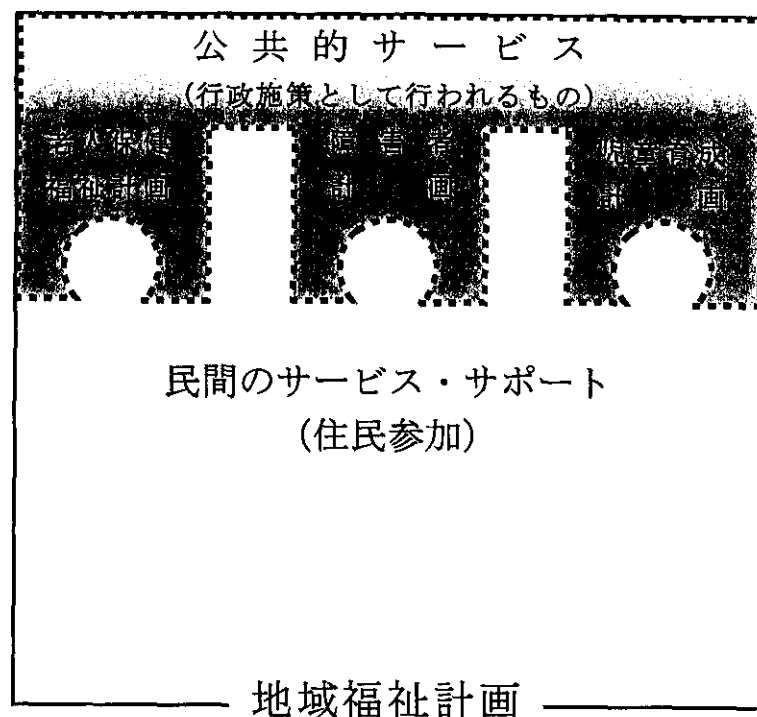
って満たされることが少なくない。これからの要支援者に対するサービスは、こうした多様なサービスそれぞれが十分な連携を図っていくことが不可欠と認識し、今後のサービス提供体制を確保していく必要がある。

(地域福祉計画と既存計画との関係)

- このため、現状では、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらとの整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、市町村及び都道府県のそれぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った地域福祉計画を導入する必要がある。

地域住民不在の地域福祉計画は意味がなく、地域住民の参加を得た地域福祉計画策定の過程が、それ自体、地域福祉推進の実践そのものである。

地域福祉計画と既存計画との関係



(注) 地域福祉計画は既存計画を内包し、かつ、地域の生活課題にも対応する。

- 更に、障害者、児童にかかる計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定を機に、あわせて連携を図りつつ策定されることが望まれる。

④ 福祉と生活関連分野との連携

- 地域住民の多様で複雑な生活課題に応えるためには柔軟な対応が必要となるが、法制度や公共的サービスのみで、それを実現することは困難である。そのため、それぞれの主体の性格、役割等に配慮しつつ多様なサービス供給主体の参入を促進する必要がある。
- このため、地域福祉の範囲として、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携とともに総合化が必要となる。
なお、総合化といっても総花的ではなく、地域住民の生活課題や地域の特性によってメリハリをつける必要がある。
- 生活課題に対応する施策は、個別的には既に存在しているものも多いが、これらに新しいアイデアを取り入れてシステム化し、地域おこしに結びつくような健康関連産業、環境関連産業、福祉関連産業などの領域で、「コミュニティビジネス」あるいはNPOを創出し、ソーシャル・インクルージョンを実現していくことが考えられる。
- これら「社会的起業」は、ソーシャル・インクルージョンを実現するばかりでなく、仕事を通じて生きがい、健康づくり、収入が得られ、自己実現を図る上でメリットが大きく、介護予防や予防福祉の意味を持つことにもなる。
- 社会的起業でも地域密着型コミュニティビジネスやエコマネー（地域通貨）制度は、地域住民の生活課題に柔軟に対応して起業されるもので、今後、地域福祉活動の中でも注目されるところである。
- 地域に存在している社会資源（いわゆるヒト、モノ、カネ、情報）を創意工夫して、地域住民が主体となって、連携・協働して地域福祉を創造していく「福祉文化」を生み出し、安心して暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 計画の策定に当たっては、構造物に着目したまちづくりにとどまらず、人の活動や交流を重視したまちづくりの視点が重要である。

地域福祉計画策定上の留意点

1 市町村地域福祉計画

(1) 計画策定の体制と過程

① 行政内部の計画策定体制

- 地域福祉計画は、老人保健福祉計画、障害者計画、児童育成計画その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ福祉・保健・医療など関連する分野との連携を確保して策定される必要がある。
- 地域福祉計画は、地域住民が日常生活を送るうえでの支障を取り除き、生活上の課題を解決することを支援するためのものであり、この計画が取り扱う領域は幅広い。このため、特定の部門のみで対応することは困難であり、地域福祉担当部局を中心として、全庁的な取り組み体制を整備することが重要である。とりわけ、住民活動支援部局、企画・財政担当部局、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野の担当部局との緊密な連携を採れる体制を整備する必要がある。
- そのため、このような行政内関係部局が一同に会した地域福祉計画の勉強会を開催し協力の要請・気運の高揚を図ることや、部局横断の職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。
- また、市町村が福祉事務所、保健所、市町村保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本であり、とりわけ、庁内においては、地域組織化活動の基礎教育を受けた社会福祉士などの福祉関係の職員や地域住民の主体性を尊重した地域活動の展開方法及び技術の基礎教育を受けた専門職である保健婦（士）が中核的な役割を担うことが望まれる。これらの職員は、「地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見い出し、実行することもまた地域社会でのみ可能であること、及びそのためには、地域住民の主体的参加が欠かせない」ものであることを、まず住民等に伝えることが重要である。

② 計画策定の過程

ア 地域福祉計画策定委員会の設置

○ 地域福祉は、地域で暮らす全ての人々及びそれに関連する多様な事業体や団体等自身の取り組むべき問題である。地域福祉を推進する方策である地域福祉計画の策定に関しては、地域住民の生活課題をその基礎とすることはもとより、こうした地域住民や関係者の意見を踏まえることが重要である。このため、地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に学識経験者、福祉・保健・医療関係者、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

○ なお、ここでいう住民等は、地域福祉計画の策定について意見を述べるだけの存在ではない。計画策定に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手であると認識することが重要である。したがって特に関係団体の参加を要請する場合は、代表者の形式的参加で事足りるとすべきではない。なお、地域福祉の担い手として、例えば次のような者が考えられる。

- ・ 地域住民
- ・ 当事者団体
- ・ 自治会・町内会、地縁型組織、地区（校区）社会福祉協議会等
- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員等
- ・ ボランティア、ボランティア団体
- ・ NPO、住民参加型在宅サービス団体
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合
- ・ 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- ・ 一般企業、商店街等その他の諸団体

イ 地域福祉計画策定委員会の運営

地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域の生活課題に精通し、地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、住民等に対する説明会やヒヤリングの開催など、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

また、地域福祉計画策定委員会は公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。

ウ 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、平成14年度中は、都道府県が示す地域福祉計画策定ガイドラインを勘案しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に地域住民の地域福祉のあり方に関する意見を十分に反映させること。また、住民等による話し合いを重ねた地域福祉推進へのプロセスを重視するという方針を決定していく必要がある。

エ 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。計画目標設定を支援するため、国や都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

オ 地域福祉計画策定の手順

- 地域福祉計画は、地域福祉推進のための方策である。地域福祉計画は行政計画ではあるが、日常生活上の様々な支障の改善、解決という課題を達成する地域福祉の推進活動は、地域住民自身の問題であり、地域福祉計画の策定に関しては、地域住民の様々な生活課題を基礎とすることはもとより、地域住民や関係者の主体的な参加を得ることが不可欠である。
- こうして、地域福祉計画を策定するという事は、如何に地域住民の参加を得るかということに他ならないものであり、地域住民が確実に参加する仕組みを作ることが重要である。
- なお、地域福祉の実質的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発現を側面から援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村や策定委員会が住民等に一斉に広報するようなことに加えて、小地域ごとに、住民等間の地域福祉の推

進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を育成し、この地域福祉推進役をとおして日常的にきめ細かな働きかけを行うことが考えられる。地域福祉推進役は住民等が自ら選び決定し、住民等が自主的に活動を起こそうとするように側面から援助し、その活動が効果的なものとなるよう導く必要がある。

したがって、この地域福祉推進役の選定に当たっては、地域における特定の有力者ということではなく、福祉関係事業や地域福祉の実践者として地域から信頼されている者をあてることが肝要である。

- 住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネットやケーブルテレビなどの多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、地域福祉推進役や地域の実情に精通し福祉サービスの情報提供の任も担っている民生委員等が特にこうした人々に対する情報伝達に気を配る必要がある。
- こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明かにするための調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、要支援者と他の住民等との交流会に参加したりすることにより、地域社会の生活課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。このような住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして地域社会におけるより多くの生活上の課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動しつづけることが地域の福祉の実現につながっていく。
- これらを踏まえ、参考として、地域福祉計画の策定手順を別紙2に示した。

なお、これは、あくまで参考であり、各市町村は上記の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて策定することが望ましい。

③ 市町村の役割

地域福祉計画は、住民等の主体的な参加を得て公民協働により策定されるものであり、市町村は、地域福祉の推進に全体的な責任を持つ。そして、地域福祉計画のとりまとめ役及び住民等の主体的な参加の促し役でもあ

る。また、特に地域福祉計画策定に当たり、市町村の担当職員は、地域住民等による地域組織化活動のガイド役を果たすことが期待される。

④ 市区町村社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力し、その担当職員は、市町村の担当職員と連携しつつ住民等による地域組織化活動のガイド役を果たすことが期待される。

なお、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は住民等の活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画が、地域福祉活動計画とその内容を一部共有したり、活動計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることも重要である。

⑤ 民生委員・児童委員の役割

民生委員については、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本としてこれらの計画策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手として期待される。

(2) 策定の時期

地域福祉の推進は、住民等の主体的参加が不可欠であり、まず、地域福祉計画策定に向けて住民等の間で、地域福祉計画策定の気運が起こることが重要である。このため、平成14年度中は、住民等による問題関心の共有化・助走期間と位置付け、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒアリング、アンケート調査等を行い、具体的な地域福祉計画策定は、15年4月の社会福祉法の地域福祉計画条項施行以降、こうした準備が整った市町村から速やかに行われるのが適当である。このため、地域福祉計画策定委員会は平成14年度の早期に発足することが望ましい。

(3) 計画期間

地域福祉計画等の計画期間は概ね5年とすることが考えられる。ただし、計画期間の途中であっても、必要に応じてその見直しを行うことができるものとする。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考え